

競争入札参加資格審査申請について

～ 物品購入等 ～

この申請手続きは、平成21年度及び22年度に日高町が行う物品の購入・印刷物の製造等(以下「物品の購入等」という。)及び物品の賃貸借に係る競争入札に参加される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと平成21年度及び22年度の競争入札参加資格者名簿に登載されますが、資格があるからといって自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

資格審査申請に当たっての留意事項

(1) 審査基準日 平成21年1月1日

(2) 種別

①日高町では、品目毎に指定品目分類表に区分していますので、申請者は営業内容等を十分検討して希望する業種を定めてください。

※希望する業種については、中分類において10品目までとします。

(3) 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

①地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の4第1項(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

②政令第167条の4第2項(不正行為等)の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

③平成21年1月1日現在において、引き続きその事業を営んでいること。

④町税に未納がないこと。

(4) 申請受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行います。

①平成21年1月19日(月)から平成21年1月30日(金)まで

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00です。

(土曜日・日曜日は除く)

※郵送の場合は、平成21年1月30日(金)必着

<郵送の提出先> 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1
日高町役場管財建築課財産管理グループ

(5) 申請受付窓口

資格審査申請書は、管財建築課財産管理グループ及び日高総合支所施設農林課建設・管財グループで受付しています。

(6) 有効期間

資格審査の結果、資格者になりますと競争入札参加資格の有効期間は平成21年度及び22年度の2年間です。

(7) 提出書類等

競争入札参加資格申請に必要な提出書類は、次のとおりです。

・物品購入等競争入札参加資格審査申請書(共通様式)

(8) 審査結果の通知

申請者に対する資格の有無は、「物品購入等競争入札参加資格審査に基づく指定業者名簿登載通知書」により通知します。

その他

不明な点については下記までお問い合わせ下さい。

管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187

日高総合支所施設農林課 建設・管財グループ 電話 01457-6-2084

競争入札参加資格審査申請について

～ 建設工事・設計業務等 ～

平成21・22年度の日高町における建設工事・設計業務等競争入札参加資格申請については、次により手続きをしてください。

(1) 審査基準日 平成21年1月1日

(2) 受付について

①受付期間 平成21年1月19日(月)から平成21年2月20日(金)まで
受付時間は 8:30～17:00 です。
ただし、持参提出の場合は、土・日曜日、祝日を除きます。

②受付場所 日高町役場 建設課 管理・土木・都市計画グループ
(日高町門別本町210番地の1 電話 01456-2-6186)

(3) 資格の種類ごとの要件

①建設工事を申請する方

ア. 建設業法による許可を受けてから、審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ. 工事種別に対応する業種について、建設業法に基づく経営事項審査を受けていること。
(工事種別に対する完成工事高のあることが必要です。)

②設計等を申請する方

ア. 審査基準日において、引き続き1年以上その資格に関する事業を営んでいること。
(直前1年間に事業高(営業実績)のあることが必要です。)

イ. 『個人の場合は、従業員3人以上であること』が必要です。

(4) 申請書の提出書類

提出書類は、市町村統一様式を使用してください。

添付書類(各種証明書類はコピー可)

- ・納税証明書 国税 道税 市町村税(町外業者は本社所在地分)
- ・印鑑証明書
- ・技術者名簿(建設工事を申請する方のみ必要)
- ・直近1年分の決算書(設計等を申請する方のみ必要)

(5) 提出方法

持参又は、郵送により提出してください。

(郵送申請で、受理表の返信を希望される場合は、返信用封筒に応分の切手を貼付し、同封して下さい。)

◆ 税務署からのお知らせ ◆

< 法定調書の提出について >

法定調書の提出期限は、平成21年2月2日(月)です。
主な法定証書の提出先は右記のとおりです。

< 給与支払報告書の提出を >

給与支払報告書は、1月1日現在、受給者が居住する市町村ごとに、総括表を添えて該当の市町村へ提出してください。また、給与所得の源泉徴収票等の法定調書及び同合計表は、直接苫小牧税務署(所轄税務署)へ提出してください。

法定調書	提出先
・給与所得の源泉徴収票 ・退職所得の源泉徴収票 ・不動産の使用料等の支払調書 ・その他の法定調書	苫小牧税務署
・給与支払報告書(個人明細書) ・退職所得の特別徴収票など	日高町

苫小牧税務署 TEL 0144-32-3248

役場税務課 TEL 01456-2-6184